

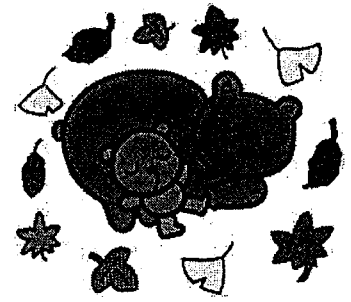
西部地域包括支援センター 愛全園

センターだより

2018年11月号
平成30年11月1日

発行 昭島市西部
地域包括支援センター愛全園
昭島市田中町2-25-3
☎ 513-7651

秋も深まり、朝晩の冷え込みが感じられます。
感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）が流行る季節でもありますので、外出から帰宅したら石鹸でしっかり手を洗いましょう。



昭島市認知症月間イベントカレンダー

昭島市では認知症について多くの市民の方に理解していただくとともに、認知症の方を地域で見守り支えていくために、11月を「認知症月間」と位置付け、誰もが気軽に参加できる様々な認知症関連イベントを実施いたします。みなさんお気軽にご参加ください。

認知症市民ひろば（主催：昭島市社会福祉協議会）

日時：11月18日（日） 10:00~16:30

開催場所：あいぽく（保健福祉センター）

内容：認知症に関する講演会、予防体操、疑似体験などを実施予定です。

認知症カフェ

認知症の方やそのご家族、地域の方など気軽に立ち寄り交流できる場です。当日は様々なイベントも開催されており、認知症に関するご相談もできます。開催期間中は、何時に来て、いつ帰っても、長時間の利用も可能です。詳細は広報あきしま・昭島市ホームページをご確認ください。



認知症サポーター養成講座

参加無料

日時：11月23日（金・祝） 13:00~14:30

開催場所：昭島市役所1階 市民ホール

定員：50人（申込順）

内容：認知症の方や家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

申し込み：昭島市介護福祉課地域包括ケア担当

☎ 042-544-5111（内線 2144）

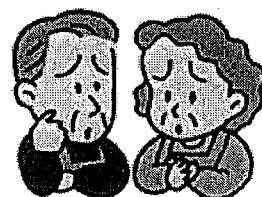
消費者被害を防ぎましょう！

昭島市より高齢者の注意情報がとどきましたのでご紹介いたします。

◎スポーツジム等の契約トラブルに注意！

【相談事例】

折込チラシを見てホットヨガの体験教室に参加したところ、体験だけするつもりだったのに執拗に入会を勧誘された。断ったが入会するのが当然のような雰囲気流され契約してしまった。翌日解約を申し出たところ規約に伴い解約料が発生すると言われた。



【アドバイス】

スポーツジム等、店舗で交わした契約には、原則、クーリング・オフ制度はありません。解約条件等は、契約時に渡される契約書面や規約に記載されているケースが一般的です。あとでトラブルにならないように規約等は必ず読み、内容を確認してから契約しましょう。また、勧誘が強引だったとしても入会するつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。

悪質商法被害から高齢者を守るためには、周りの方々や地域に皆さんの見守りや声かけが大切です。

高齢者の方も「おかしいな？」と思ったら身近な人に相談しましょう。

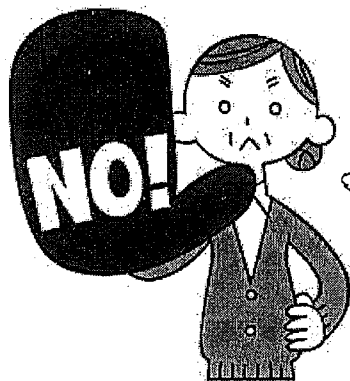
※悪質商法の手口を知って、だまされない！迷ったり、困ったりしたらまず電話を！

～ひとりで悩まず、ご相談下さい～

『昭島市消費生活センター』 ☎042-544-9399

相談時間 平日午前9時～正午、午後1時～4時

(土日・祝日・年末年始はお休みです。)



相談してだまされない！
みんなで見守り
悪質商法を STOP!